

当別町ホームページ広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、当別町公共物等有料広告掲載要綱（平成18年当別町訓令第8号。以下「要綱」という。）の規定に基づきホームページに掲載する有料広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び掲載位置)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の掲載位置は、ホームページ上で町が指定した位置とする。

(掲載広告の規格及び掲載枠数)

第3条 1枠当たりの規格及び掲載枠数は、別表のとおりとする。

別表を次のように改める。

(広告掲載料及び掲載期間)

第4条 広告の掲載料は、1枠当たり月額7,000円とする。

2 広告を掲載する期間は、1月単位とする。

3 長期の連続掲載を希望した場合は、掲載の最長期間を12月とする。ただし、更新を妨げない。

(広告掲載料の特例)

第5条 広告掲載希望者（以下「広告主」という。）の掲載広告の通算枠数が5枠となる場合で当該広告主がその後に広告の掲載を希望するときは、前条第1項の規定に関わらず、通算の枠数が5枠となるホームページの次月以降1年以内において、1枠分の広告の掲載料は無料とする。

2 前項の規定による広告掲載の枠数の通算については、通算の枠数が5枠となった場合には、掲載料が無料となった枠を除いて改めて通算するものとし、掲載から2年を経過したものについては、算入しないこととする。

(広告主の募集)

第6条 広告の募集は、ホームページに掲載し、広告主を公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、要綱第7条に規定する当別町広告掲載申込書に掲載しようとする広告原稿を添えて町長に申込みものとする。

(広告掲載に係る経費の負担及び広告原稿の提出)

第8条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、町が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第9条 広告の掲載が決定した後でも、町長は、町のホームページの更新に支障があると認めたとき又は広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

規格内容		
区分	画像形式	動画形式
大きさ	縦60ピクセル×横180ピクセル	縦120ピクセル×横150ピクセル
データ方式	G I F、J P E G、P N G、B M P等の形式	F L A S H形式
データ量	50KB以内	100KB以内
枠数	最大15枠	最大6枠
リンク先	広告主が指定するURL又はPDFファイル（5MB以内）	広告主が指定するURL